

令和6年4月10日

保護者のみなさまへ

羽曳野市立高鷲南小学校
校長 松井敏和

放課後の運動場開放について(お知らせとお願い)

陽春の候、保護者の皆様には平素より本校教育活動にご理解ご支援いただきありがとうございます。ごさいます。

さて、放課後の運動場開放についてお知らせいたします。そこで、使用規定を確認して、子ども達が安全に楽しく放課後のひとときを運動場で過ごすことができるようにしていきたいと考えています。運動場開放につきましては、子ども達の自己責任という形で開放させていただきますので、保護者の皆様にはご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

放課後の運動場使用について

1. 日 時 原則、毎週 月・火・金曜日 15:40~17:00
冬季(11月から2月)は 15:40~16:30
【長期休業中は、開放しません】
2. 場 所 運動場 雨の日は使用できません。
3. 使用できる人 高鷲南小学校の1年生~6年生
(保護者の方がいっしょに入ることも可能です)
4. 使うときの約束 学校の休み時間と同じように使う。学校の決まりと同じです。
 - ・一度下校し、帰宅してから来ること。
 - ・お菓子、携帯電話など、学校に持ってきてはいけないものは持ってこない。
 - ・危険な遊びはしない。(バットは振らない、硬いボールを使わない、など)
 - ・安全管理のため出入りは正門から行う。(インターホンで職員が対応します)
5. その他
 - ☆ **運動場を校区の公園のひとつと考え、管理責任については以下のことは学校**
が責任を負えないことをご了承ください。
 - ① **自転車は所定場所(北側通路)に通行の妨げにならないようにとめる。**
必ず施錠して、各自の責任で鍵の管理をおこなってください。
 - ② 運動場のケガについては対応しますが、責任をもつことはできません。また、災害給付の対象とはなりません。
 - ③ 遊んでいるかどうかの問い合わせはご遠慮ください。